

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成29年2月27日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年12月2日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成23年4月12日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人が平成27年10月30日に行った資産申告により判明した請求人名義口座への振込入金（以下「本件入金」という。）は未申告収入であるとして、平成28年12月2日付けで、処分庁は請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成29年2月27日に、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

係る収入の事実はなく、これらを未申告の収入とする主張は著しく合理性に欠ける。

「法第60条を遵守し支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上のために専ら儉約と工夫を企図した自由な消費行為」と主張する。(詳細は後記(3)の通り)

- (2) 審理員が平成29年9月28日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 反論の趣旨

本来、法63条返還決定に際し同条の趣旨に照らせば、

- (ア) 本来受けるべきでなかった保護金品を受けた場合で、かつ、
(イ) 保護の実施機関が、(a) 法4条3項の急迫した事由であるとして保護を行った場合。
(b) 調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合。
(c) 保護の程度の決定を誤って不当に高額な決定をした場合に限定して適用される規定である。

更には、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その金額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮されるべきであり、その判断が裁量権の行使としてなされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討されるべきである。

本件決定にはその判断に重要な事実を欠いており、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められ、裁量権の逸脱又は濫用と主張する。

然るに、請求人に未申告の収入の事実認められないこと等を踏まえ、改めて本件決定の取り消しを主張する。

イ 発生の原因

平成22年4月、5年余りの路上生活を経て、社協の貸付制度を利用し、念願の社会復帰への途に就けた。借入金は、家財費用の貸付も可能であったが、返済を念頭に住宅及び生活資金に止めた。一日も早い自立・社会復帰を目指し、就職活動を行なう為に必要な最低限度の消費財を早々に整える必要があった。限られた生計費で、店頭に出向き新品を調達する事は現実的ではなく、結果、掛かる費用の大凡一割から二割程度、又はそれ以下の費用負担で済むネットでの中古品の消費財の調達に至る。

一般に、他人が着古した、履き古した汗染みや臭いの染みついた物を、何人も好んで欲す

るとは思えない。公的扶助を受ける贅沢が出来ない身である事を自覚し、古着の着用も「自立出来る日まで」の一念で何らの抵抗もなかった。また、若年者なら問われずとも一定の年齢以上に達した者の身形は、置かれた生活状況や経済状況を反映する。50代後半になる自身の年齢を考えれば、求職活動で得た数少ない面接の機会の際に、身形で値踏みされ就業の機会を逸したくないの思いがある。仕立ての良い物は新品では届かないが、古着なら買える。ネットでの消費財調達の動機は、大凡この様な事情によるものである。

他方、数枚の写真と簡単な説明文でのやりとりでは時間と労力の負担が多いのも事実で、必要な物を一回の取引で調達することは困難であった。購入したが着れない物は、当日又は翌日には処分した。再購入者からすれば、譲渡側が何時誰から幾らで購入したかの情報が公開されており、その金額以下であれば買い得感から購入に至る。一般的に、他人が千円で買った物を千二百円で購買したいとする奇抜な人はいない。つまり、「買ったが着れない物を損失を伴い処分し買い替えた」の繰り返しを行ったに過ぎず、処分は須らく調達価格を下回る。これらは、請求人に買い直し都度の損失の事実は残っても、現実的に売買で収入が発生した事実は存在せず、その自覚も記憶も無い確固たる基となっている。

ウ 処分庁の主張

採用内定の際に、使用側から背広上下着用の要請を受け、ネットでの調達は時間的にも困難であったので量販店に出向いて買い求めた。購入後に商品の裏地に縫製不良があった為に、翌日良品交換の為に再度店舗を訪問した。店舗側は同価格での代替品の在庫が無い事を事由に、一旦購入代金の全額を返金するとの事だった。

事の顛末は、9,882円の現金の返金を受けて、お金を足して10,584円の物を再購入した。処分庁の主張に従えば、この際に返金を受けた9,882円は収入と見做して収入申告を行わねばならない事になる。これらは返金先が預金口座か現金に抛るかだけの違いだけである。

エ 請求人の主張

(ア) 処分庁の意見通り、請求人においては一連の消費行為で結果的に収入が生じた場合は、正確に申告すべき義務がある事を十分承知している。それには控除があり、申告する事によって、受給者側には何の不利益も生じない事も認識している。それ以前に、公的扶助を受けている以上、正確な申告を行わない事は信義に反するものと考えている。

(イ) 一連の消費行為は全て請求人名義口座で行われた。これは送金手数料を要しない利点があり、生活扶助の受け入れ口座でもある。保護の申請に際しては、受給者の資産調査の包括的承諾書を提出しており、処分庁はこれら事実を任意の時点で当然に知り得るものと考えるのが自然である。然るに、任意の時点で事情説明を求められようとも、自然な会計概念に基づき「百円で購入した物を百二十円で処分したら二十円の利益にて収入申告の要を認め」又は「百円で購入した物を八十円で処分したら二十円の損失利益にて収入申告の要を認めない」との説明をなした筈である。

(ウ) 処分庁が認定する通り、収支は34,467円の支払い過多であり、これは事実である。

他方、支出面では口座記載外にも、コンビニエンスストアでの現金先払い、或いは荷物を受け取った時点で清算する代金引換え払いも存在し、それらは大凡十五万円となっているが、時間の経過によって伝票の類は散逸し今となっては証する事も出来ない。

残存する取引明細を以って収入の存在を否定する十分な証左となるが、支払い過多の事実を無視し、受入れ金額のみを捉え、単純に自然発生的に生じた一時所得、或いは雑所得収入の類とみなして一律収入とする処分庁の主張は、受給者の置かれた状況を理解しおろさざるばかりか、社会通念上、又は社会一般が共有する会計概念においても、その妥当性、合理性を欠いている。又、請求人は処分決定に関してその論拠となる法理や自由の説明を求め続けたが、処分庁側からの口頭・文書による説明は一切なされていない。

(エ) 平成28年8月、処分庁側から、過去五年に遡った消費行為の記憶・記録を要求され、月ごとに何を買って何を売ったのか等、記憶の範囲で提出するよう求められた。一般的な日常生活を営む人間が、過去五年間に遡り果たしてその消費行為の記憶を鮮明に保持しているものなのか首を傾げる。同時に、月末でメタ一覧表の作成も求められたが、殆ど多くは月を跨いでおり確かな記憶や記録もないことから、作成に有意性・信憑性はなく無意味である旨を担当現業員に通告した。

(オ) 夜勤の仕事を得て4年が経過した。安定した賃金を得て、夏・冬季には寸志相当の一時金もある。最早ネットに頼ることも無く、廉価な物を店頭で買える状況になった。今日、当時のデータも伝票の類も散逸した五年後に、請求人に対し一方的に過去の行為の疎明を要求する事に対して、機を逸した処分庁側に帰する責の存在も問われるべきである。

オ 結論

平成28年12月初旬、突然に徴収金決定書と共に472,058円の一括納付書が送付された。百歩譲り、472,058円を生活諸費として自身の生活に供していたならば納得も出来る。弁済義務も承知する。しかし、この額は消費財を買い整える為に循環し、最終的には物品購入として消費へと帰結した延べの累計額である。

処分庁の決定は、支出の節約を図り生活の維持及び向上に努めた請求人の行為を曲解して、更にはその支弁能力をも無視しており到底納得できず、本件決定の取り消しを強く求める。

今次案件は、昨年2月に就職したものの短期間で退職した一件に端を発したと思われる。ここでは退職理由について触れない。同社就労に関し賃金の支払いは無かった。この事実通り収入申告を行ったが、平成28年4月に担当現業員から電話を受け「給与を現金で手渡しで受取った疑いがある」、「ついては同社に対しその事実の有無の調査を行う」との内容であった。当方は、調査を受ける事には同意したものの「生活保護受給者である事を知られない様に配慮できないか」と懇願した。これに対して担当現業員は、「退職したのだから恥も何も無いではないか」と強引に押し切られた。処分庁からはこれ以降この調査結果に関する話は一切なかった。担当された現業員の方は常々仰っていた、「自身はシングルマザーで懸命に生きている、平然と生活保護を受ける人間は許せない」との言葉が記憶に残る。

昨今の生活保護不正受給のニュースを見て、請求人においてもよくこれを承知している。処分庁では不正受給調査専任チームが結成され、警察官のOBも配置されたと聞く。本来、ケースワーク業務は「信頼」を基礎とする対人援助であるが、主事や任用資格さえ持ちおらざる、社会経験も乏しいケースワーカーが警察官OBと日常的に交流することによって、疑ってかかる姿勢や、威圧的な態度を身につけ、近年は福祉事務所の性格の変質を感じる。些細な事でも法27条に基づく指導指示書を乱発し、福祉事務所が受給者の生活全般への支配・管理を強めている姿勢が見て取れる。人を疑いの目で見ると信頼関係はなくなる。受給者百人おらば、百通りの事情を抱え、百通りの人生と思いを持ち生きている。

最後に、請求人は相変わらず四畳半程度の住居に住まい、一日二食の厳しい生活が続いている。より良い就職先を求めて継続して求職活動を行なっているが、六一歳の身には大変厳しい状況が続いており、時に絶望感すら感じる。しかし、現在は念願の自立した生活を営み、同年代の多くの方々も同様に厳しい状況下で頑張っている事実を見るにつけ、将来に希望を持ち、就職活動に、勤務にの毎日をごしている。今日まで、自身の自立を支えて下さったケースワーカーの皆様への感謝の念は生涯忘れない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年7月22日付け [] 第 [] 号の「法第61条に基づく届出義務の履行について」と題した請求人あて通知文書には、「平成28年7月14日に、請求人名義口座に不明入金のあるあなたの収入について、その明細や額、その他確認することのできる関係資料についてご持参の上説明していただきますよう口頭によりお願いしてましたが、現時点で関係資料が提出されていません。このまま、何ら提出されませんと、処分庁が確認したあなたの収入金額について反証がないものとして、収入認定及び返還決定を行うこととなります。」との記載があり、「1 関係資料によりご説明をいただきたい事項 平成23年4月12日からの請求人名義口座に出入金があり、その内容がわかる資料。2 来所していただきたい日時・場所 平成28年8月5日午後3時まで 処分庁」との記載がある。

イ 平成28年8月1日付けで請求人が処分庁に提出した「 [] 第 [] 号」に関する回答には、「処分庁の照会に関して、現在就業中であることから指定期日までに出頭できない事、更には現勤務先の雇用契約更新を15日に控えこれが為に自己都合による早退は契約更新の面から懸念される。又本件に関しては既に複数回に渡り担当現業員に出頭の上説明をなしているので本書を以ってこれに代える。

当方の主張

- (ア) 常時支払い超過の事実を一切無視し、受入れ額類型を単純に収入とみなす事は、事実
に反し、著しく合理性に欠けるものであり到底受け入れられない。
- (イ) 入出金を突合せする取引のデータは、主催者とその保持期間を取引完了から3ヶ月間
と定めており、今日現在において疎明を行うの為の資料は一切存在しない。他方、保護申
請時に処分庁による包括的資産調査の同意書に押印しているにも拘らず、この期及び過
去五年に遡った消費行為の記憶・記録を要求される事に違和感を感じざるを得ない。

そもそも約4年半のホームレス生活を経て、社協の貸付制度を利用して現住居を確保し居住している。その際、一切の動産を有しない状態であったため就職活動のために必要な被服類を始め、生活に欠かせない最低限度の日用品等を早々に充足させる必要があった。

これらは量販店や小売店で買い求めるのが一般的でも、限られた生計費から新品を調達することは不可能であるため、出来る限り廉価で調達するためには近隣のリサイクル店或いは被服類に関してはネットオークションにて中古品を求めざるを得ない状況である。

ネットオークションは数枚の写真と簡素な商品説明で購入の判断を行うが、荷物を受け取り実際に自身で袖を通すなり履くなりしないと現物確認は出来ない。明らかに商品説明と異なるか、或いは説明にない重大な瑕疵がない限り返品は出来ないのがルールとなっている。この様な事から、当初は返品も出来ず着用もできない被服が累積されていった。

現物を手に取って着用し耐え得るのは10着購入し1着無いし2着が現実であった。従って「着用し耐えない物は処分し回収した金員に手持ちの金員を追加して再度購入に充て目的とする物を得る」行為を繰り返したに過ぎず、2万円内外の手持ち金で売買を繰り返して、自身に合った被服や靴、冬季の外套などを調達・充足させて行った行為に過ぎない。

ここ5年以上の期間、自立できる賃金が見込める勤務先を探す就職活動を継続して行ってきた。面接の機会を得たときに、少なくとも他の応募者に比して遜色ない身形で望める事は全てこういった努力に依るものである。時に、昨今の求人によってはPCのスキルを求められるものも多くこれに対応するためパソコンの購入も行った。しかし、その支出に生計が耐え切れずに月末には手放さざるを得ない事もあった。

お尋ねの請求人名義口座の一連の入出金は上述の様な事情によるものであり、収入や利益を得る事を企図したものではない。受入額に対して常に支出が上回っている事実がその証左である。支出が収入を上回るその差額を、一般的には損益・赤字と見るのが常識であり、社会通念上利益や収入とは見做さないものであるが如何なものか。

「最低限の収入の範囲内で工夫と手間を掛け生活を充足させた個人の自由な消費活動。」であり、処分金の云う法61条の申告事由には該当しない。

ウ 平成28年11月7日付けで請求人が処分庁に提出した「 第 号」に関する回答には、「処分庁の照会『法第27条第1項の基づく指導指示書』に関して、下記の通り回答する。入金額累計(9.6件)689,212円、送金額累計(15.8件)▲760,696円、入金額内における送料相当額▲72,660円、総計▲144,144円、上記の通り、請求人名義口座における一連の購入・処分に関しては144,144円の支払い超過となっている。更には、購入先事業者によってコンビニ店頭先払いや着受け時点で商品代及び送料を支払う代引き決済などもあり、その総支出額は大凡8~10万円となっている。

個人売買による『収入』があった場合はその金額を正確に申告する義務があるが、指摘される請求人名義口座の一連の出入りは常時支払い過多で収入の事実は存在しない。従って、法61条が云う収入申告の要は認められない。

更に言えば、これらは年間を通し漫然と『不要物を売却し小銭(一時所得)を得て隠匿する』が如きの行為ではなく、生活必需品を調達する為に、衣替えの時期に必要な期間に限定

して行われた事実は口座取引明細が証明している。

エ 平成28年12月2日付け大福保生第160013649号の返還金・徴収金決定書には、「法第63条の規定により、次のとおり返還金・徴収金の額等について決定したので通知します。」との記載があり、「決定理由 平成23年12月から平成28年2月までの未申告の収入、返還対象額 金638,253円、返還額 金472,058円、減額した理由 月額8,000円を超える額を同法63条に基づいて収入認定。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年9月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実の経過

平成23年4月28日

請求人が来所。

生活保護のしおりに基づき生活保護の制度について説明するとともに、説明を受けて生活保護のしおりに受け取った旨の請求人の署名捺印を受けた。

平成26年7月18日

請求人宅に家庭訪問。

生活保護のしおり(H26.7.1版)により、平成26年7月1日の法改正に伴う制度説明を行い、生活保護のしおりを請求人に手渡した。

平成26年7月31日

請求人が来所。

請求人から、「同意書」、「法第61条に基づく収入の申告について(確認)」及び「法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の提出を受けた。

なお、「法第61条に基づく収入の申告について(確認)」のチェック欄にチェックは無いものの、「以上のことにつきまして、処分庁担当者より説明を受け、理解しました。」という点に請求人の署名捺印を受けている。

平成27年10月30日

請求人が来所。

資産申告書(平成27年10月30日現在)とA銀行、B銀行及びC銀行の請求人の通帳の写しを受理。

平成28年3月24日

平成27年10月30日に提出された通帳の写しのうち、A銀行の口座に対し、多数の個人等から不定期の送金がされていたことを確認。保護開始時からの出入金記録を確認するため、法第29条に基づき、A銀行に対し照会を行う。

平成28年4月12日

A銀行からの回答を受理。

当該回答に基づき、処分庁において「保有の口座に対する不透明な入金一覧表」を作成した。

平成28年5月6日

請求人が来所。

A銀行の不透明な入金に関し、処分庁から請求人に何のお金であるかを聞いたところ、請求人は、「その入金は、下着、カッターシャツ、スーツ、洋服、靴、パソコンなど、衣料品を買って気に入らなかつたり、サイズが合わず、返品も出来ず、インターネットで売って戻ってきたお金。」であり、「出金はインターネットで下着、カッターシャツ、スーツ、洋服、靴、パソコンなどを購入したお金」であると回答した。

そこで、処分庁から請求人に対し、生活保護費以外の入金などは収入になることを説明したところ、請求人から、「隠すとかのつもりではない。こんなことになると考えもつかなかつた。いつも正直にしている。出金のほうがはるかに上回るはずなので、出金と入金のお金の計算をしてほしい」との訴えがあつたため、処分庁で検討する旨を回答した。(その後、A銀行の出入金記録により計算したところ、入金合計が700,673円で、出金合計が735,140円となり、出金額が34,467円上回つた。)

また、同日、「今後、生活保護費以外の収入を得た場合は正しく申告いたします。」と記載された「証明(申告)書」を請求人から受理した。

平成28年5月18日

ケース診断会議を開催。

<決議事項>

- 出金分を控除する挙証資料を提出してもらつた上で判断する。
- 生活保護費からのやりくりとはいえ浪費であるため、家計管理のため家計簿をつけてみるなどし、毎月収支報告をするよう提案する。

平成28年5月26日

請求人より受電あり。

処分庁から請求人に対し、収入の件で話があるので一度来所していただくように要請したところ、請求人は急に声が変わり、弁護士に相談をして、問題ないと言われたが、結局はどうなるのかと検討結果の回答を急いだ。

処分庁から請求人に対し、「お金の話なので電話ではなく、処分庁で話をさせて下さい」と言つたところ、請求人は「弁護士の予約もある」などと言つていたが、ひとまず6月初めに来所すると返答した。

平成28年7月14日

請求人が来所。

平成28年5月18日の決議事項について伝える。

物販の入金額700,673円は収入になることと、出金額735,140円について挙証資料の提出があれば控除することを説明したところ、請求人は、「資料はない。もうわからない」と言い、「こんなんを見つけた」と、インターネットから打ち出した資料（弁護士ドットコム）を取り出した。

そして、請求人は、「弁護士事務所にも相談するから、金額が決まったら決定通知書を送って下さい」と言って帰った。

平成28年7月20日

ケース診断会議を開催。

<決議事項>

- 法第61条に基づく届出義務の履行に関する文書を請求人に郵送。
- 私物を売買して得た収入について、挙証資料の提出があれば控除もするが、届け出なければ全額法78条に基づき返還決定する。

平成28年7月22日

処分庁から請求人に対し、平成28年8月5日の午後3時までに来所し、平成23年4月12日からのA銀行の出入金の内容が分かる資料を持参することを求める内容の「法第61条に基づく届出義務の履行について（大福保生第231号）」を特定記録郵便で郵送した。

平成28年8月5日

請求人より「『第 号』に関して」という書面が郵送で届く。

平成28年8月30日

ケース診断会議を開催。

<決議事項>

- インターネットオークションの挙証資料が提出できないとの申出があったが、A銀行の出入金記録に関して、月ごとに何を買って何を売ったのか等、記憶の範囲でも構わないので収入申告書に記載して提出してもらう。
- リーガルチェックとして、顧問弁護士に相談する。
- 文書指示を行う。
- 法第63条に基づく返還の場合は月ごとに8,000円控除を行う。

平成28年9月1日

請求人宅の家庭訪問を実施。

請求人に対し、5年分程の収入申告書の用紙を渡し、生活保護開始からの物品の売買に関し、何を買って何を売ったのか、記憶の範囲でも構わないので、A銀行の記録を見て月ごとに収入申告書を作成し、提出するよう依頼した。

請求人からは、「他にも、インターネット売買をしている人はおるのかと聞かれた。」が、「生活保護費以外のお金の入金、得たお金は収入になる」ことを改めて説明した。

また、請求人に対し、再度、生活保護のしおりを渡し、改めてよく読んでもらうように説明した。

平成28年10月18日

ケース診断会議を開催。

<決議事項>

- 法第27条第1項に基づく文書指示を行う。
- 法第63条に基づく返還の場合は、月ごとに8,000円控除した金額で返還金額を算定する。

平成28年10月20日

処分庁から請求人に対し、「法第27条第1項に基づく指導指示書(第 号)」を郵送

(指導指示内容)

平成23年4月12日付生活保護開始時からインターネットオークションによる入金の収入申告書が未申告であり、法第61条に基づいた保護費以外の収入を得た場合の報告について、速やかに収入申告書により提出することを指示します。

(履行期限)

平成28年11月8日

平成28年11月8日

請求人より「第 号」に対する回答」という書面を受理。

平成28年12月2日

請求人より特定記録郵便で「生活保護辞退(廃止)届」が届く。

ケース診断会議を開催。

<決議事項>

- 平成23年12月1日から平成28年11月30日までのインターネットオークション等の入金について、月ごとに8,000円ずつ控除した計472,058円を法第63条に基づき返還決定する。
 - 請求人に架電し、保護廃止日を確認した上で、廃止を行う。
- 同日、本件決定を行った。
- 同日、請求人に架電するもコール音のみで留守番電話にもならず。

平成28年12月5日

請求人に架電するもコール音のみで留守番電話にもならず。

平成28年12月6日

請求人に架電するもコール音のみで留守番電話にもならず。

平成28年12月13日

本件決定の「返還金・徴収金決定書」、「納入通知書」及び「送付状」並びに生活保護辞退(廃止)届に関し、平成28年12月20日までにご連絡いただけない場合は、請求人の申

出に基づき、平成28年12月2日付けで保護廃止する旨を記載した「送付状」を送付。

平成28年12月19日

請求人より「生活保護廃止日の件」という書面が届く。

請求人の申出のとおり平成29年1月1日付けで保護を廃止することとした。

イ 本件決定の正当性

(ア) 要点a～e

a 生活保護制度の説明について

平成23年4月28日に生活保護のしおりに基づき生活保護制度について説明を行い、請求人の理解を得ている。この生活保護のしおりに以下の点が記載されている。

(a) 義務について（守っていただくこと）

- ・常に計画的な生活に努め、支出の節約を図り、健康の保持・増進及び生活の維持・向上に努めてください。（生活上の義務）
- ・収入、支出、その他生計の状況について変動があった場合は、届出てください。（届出の義務）

(b) 届出について

- ・生活保護を受けている全ての方は、収入を申告する必要があります。生活保護費以外の収入があればどんな収入でも、詳しく、正しく、すみやかに「収入申告書」により届出てください。
- ・収入がない場合でもケースワーカーからの指示により定期的に届出をしてください。

b 法改正の制度説明について

平成26年7月18日の請求人宅訪問時に、平成26年7月1日付けで施行された法改正について説明している。

さらに、平成26年7月31日に請求人来所時にも再度、法改正の制度説明を行うとともに、「同意書」、「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」及び「法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」について説明を行い、趣旨を理解したとして各書類に請求人から署名捺印を得ている。

c 就労収入を含むあらゆる収入について

平成28年5月6日に、本件入金がインターネットオークションによる収入であることを確認した際に、保護費以外のお金、入金などは収入になることを改めて請求人に説明している。

なお、入金の取扱いについては、申告を受けた上で、収入認定を行うのか、認定除外とするのか判断し、収入認定を行う場合であれば必要経費の有無を確認して収入認定額を決定することになる。

d 法第63条の適用について

参考裁判例：福岡地方裁判所平成26年3月11日判決

「保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下、併せて「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。」

e 就労収入の認定について

平成23年1月分から平成28年11月分まで定期的に請求人から収入申告書や求職活動状況・収入申告書を受理しており、過去には、D社の内定等やE社、F社等の就労収入や求職活動状況等についても、これらの申告書により把握し、必要な収入認定や控除を行っている。

よって、請求人は、収入申告書による収入の申告方法や、勤労控除や交通費等の必要経費の控除についても把握している。つまり、収入に対しての必要経費があり、収入認定から当該必要経費の控除を受けるためには、当該必要経費の発生が確認できる物証が必要であり、物証が無いと控除を受けられないことを理解している。

(イ) 結論

(ア) のa～cのとおり、処分庁は請求人に対し、生活保護制度について口頭と書面にて十分に説明を行い、請求人の理解（同意）を得ていることから、請求人は、就労の種類等を問わず、あらゆる収入を処分庁に申告する義務があることは十分に把握できる状態であった。また、請求人は、収入申告書を定期的に提出していたのであるから、何度もインターネットオークション収入を申告する機会があり、収入申告書の裏面の「記入上の注意」にも就労収入以外の収入に関する説明がある。

請求人は、審査請求書に、本件入金に関し、「法第60条を遵守し支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上のために専ら倹約と工夫を企図した自由な消費行為」であると記載しており、法第61条による届け出義務の対象となる収入として取り扱うことが違法又は不当であると主張しているものと考えられるが、「被服類や日用品等を廉価で調達するためにリサイクル店やインターネットオークションを通じて中古品を購入したものの、着用できない物や不要な物を売却することを繰り返した結果としてA銀行の口座へ出入金されている」という請求人の主張が仮に真実であり、請求人が収入や利益を得ることを企図したものでなかったとしても、請求人の口座に、請求人がインターネットオークションで物品を売却したことによる入金があったことは事実である。

また、請求人は、収入よりも支出が上回っているため、全額収入として取り扱うべきで

はないとも主張していると考えられるが、処分庁が法第63条に基づき返還額を決定する際には、(ア)のdのとおり、自立更生費の有無等を考慮して、必要経費等として返還額から控除する額を決定することとなるため、返還額から控除する額と支出額は必ずしも同じ額になる訳ではなく、収入よりも支出が上回っていることをもって直ちに返還が不要となるものではない。

そして、(ア)のeのとおり、請求人は収入の申告方法や必要経費の控除を受ける方法も理解しているところ、処分庁はこれまで、請求人の主張や提出書類等を踏まえ何度もケース診断会議を開催して検討した上で、請求人に対しインターネットオークション収入に伴う必要経費等の申告の機会を設けており、最終的に「記憶の範囲でも構わないので月ごとに何を買って何を売ったのか」を申告するよう求めたものの、請求人からの申告がなかったことから、処分庁としては、返還額から控除すべき真に必要な経費(自立更生費)を認めることができないと判断した。

よって、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-エー(イ)に基づき、月ごとに8,000円控除を行った472,058円を収入として認定し、同額を法第63条に基づき返還決定したものであり、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年4月12日付けのA銀行からの回答をもとに処分庁が作成した請求人名義口座に対する不透明な入金一覧表には、平成23年4月15日から平成28年2月15日までの不透明な入金額の合計が700,673円である旨の記載がある。

イ 平成28年5月6日付けのケース記録票には、「請求人の資産申告書より、A銀行に不明な入金があったため文書照会を掛けていた。請求人に何のお金であるか、聞いた。その入金は、下着・カッターシャツ・スーツ・洋服・靴・パソコンなど、衣料品を買って気に入らなかったり、サイズが合わず、返品も出来ず、インターネットで売って戻ってきたお金。出金はインターネットで下着・カッターシャツ・スーツ・洋服・靴・パソコンなどを購入した、お金とのことだった。生活保護費以外のお金、入金などは、収入になることを話した。請求人は、隠すとかのつもりでない、こんなことになると考えもつかなかった。いつも正直にしている、出金の方がはるかに上回るはずなので、出金と入金のお金の計算して欲しいと訴えあり。」との記載がある。

ウ 平成28年5月18日に開催されたケース診断会議の記録票には、決議事項として、「出金分を、控除する拳証資料を請求人から提出させ、判断することとする。」との記載がある。

エ 平成28年7月14日付けのケース記録票には、「平成28年5月18日の決議事項を伝えた。物販の入金金額700,673円は収入になること、請求人の出金为上回ると話す735,140円の拳証資料の提出があれば、控除すると話した。請求人は、資料はない、もうわからないと言った。」との記載がある。

オ 平成28年7月20日に開催されたケース診断会議の記録票には、決議事項として、「法第61条に基づく届け出義務の履行の資料を請求人に郵送。私物を売買して得た収入、挙証資料の提出があれば控除もするが、届け出なければ全額78条返還決定する。」との記載がある。

カ 前記1(3)アと同じ。

キ 前記1(3)イと同じ。

ク 平成28年8月30日に開催されたケース診断会議の記録票には、決議事項として、「ネットオークションの挙証資料が提出しないとの申し出より、収入申告書の提出を求める。A銀行口座より、月ごとに何を買って何を売ったのか等、記憶の範囲でも構わないので提出させる。」との記載がある。

ケ 平成28年10月18日に開催されたケース診断会議の記録票には、決議事項として、「収入申告書27条文書指示を行い、その後63条返還決定することとする。」との記載がある。

コ 平成28年10月20日付けの法第27条第1項に基づく指導指示書には、「貴世帯に対してはかねてから次の指導指示について、指導・指示してきましたが、いっこうに改善(努力)のあとが認められません。このような状況では、これまでのように法の適用を続けることはできなくなりますので、つきましては、法第27条第1項の規定により改めて次のとおり指示しますので、早急に改善(努力)し、その結果を報告してください。」との記載あり、「1 指示事項・内容 平成23年4月12日付生活保護開始時からインターネットオークションによる入金の収入申告書が未申告であり、法第61条に基づいた保護費以外の収入を得た場合の報告について、速やかに収入申告書により提出することを指示します。2 履行期限 平成28年11月8日」との記載がある。

サ 前記1(3)ウと同じ。

シ 平成28年12月2日付けのケース記録票には、「請求人のインターネットオークションによる入金 ケース診断会議の決議により、63条返還決定します。平成23年12月から平成28年11月までの未申告収入638,253円 月額8,000円を超える額を同法63条に基づいて収入認定 次官通知第8-3-(2)-エーイ 控除額166,195円 638,253-166,195=472,058円 472,058円を63条返還決定します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(4) 次官通知の第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額81000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定め

2 本件決定について

(1) 本件についてみると、請求人が、インターネットオークションによる物品の売買で、損失の事実は残っても、収入が発生した事実は存在しないため、未申告の収入の事実は認められない旨主張している。

しかしながら、請求人自身も認めるとおり、インターネットオークションによる売却代金は物品の購入費用に充てられていることからすると、請求人世帯の最低限度の生活の維持のために活用されているのであるから、本件入金は請求人世帯の収入として認定すべきであるとした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(2) 次に、処分庁は、記憶の範囲で構わないとしたにもかかわらず、請求人から申告がなかったため本件決定を行った旨主張しているが、請求人は書面により、「2万円内外の手持金で売買を繰り返して、自身に合った被服や靴、冬季の外套などを調達・充足させ」たこと、パソコンを購入したが、「支出に生計が耐え切れずに月末には手放さざるを得ない事もあった」など、請求人名義口座の取引明細の内容に沿ったものと推認される主張を行っている。

また、本件決定が過去に遡って行われることを踏まえ、処分庁が本件決定を決定するまでの間に、本件決定処分により費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等につい

ての具体的な検討をした形跡は見当たらず、処分庁が指示したとおりの申告がなされなかったことのみをもって本件決定を行ったものと認めざるを得ない。

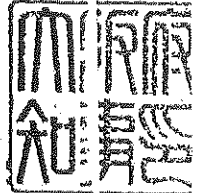
- (3) 以上のとおり、本件入金は請求人世帯の収入であるとした処分庁の判断には一定の合理性が認められるものの、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

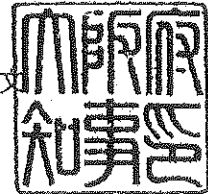
4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。



令和元年5月17日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。